

# 低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査料金規定

一般財団法人福井県建築住宅センター

改正 (い) 平成26年4月1日施行

(主旨)

第1条 この規程は、別に定める「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人福井県建築住宅センター(以下「センター」という。)が実施する低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務の料金について、必要な事項を定める。

(技術的審査料金)

第2条 業務規程第12条に規程する技術的審査業務の料金は、申請一件につき、次に掲げる額とする。(金額は消費税を含む。)

表1 住戸部分の技術的審査料金 (い) 単位:円

住宅部分 (住戸数)	法第53条による適合 (事前審査)	法第55条による変更 適合の事前審査	備考
1戸 (戸建て住宅)	29,500	15,000	※別途行政庁へ提出する際に手数料が必要になります。
2戸～ 5戸	60,500	29,500	
6戸～ 10戸	83,000	42,000	
11戸～ 25戸	112,000	56,500	
26戸～ 50戸	155,000	77,000	
51戸～100戸	205,500	102,500	
101戸～200戸	260,000	129,500	
201戸～300戸	347,500	173,500	
300戸～	424,500	212,500	

表2 共同住宅の共用部分の技術的審査料金 単位:円

共同住宅の共用部分	法第53条による適合 (事前審査)	法第55条による変更 適合の事前審査	備考
床面積	床面積・設備仕様に より、別途見積りによる	床面積・設備仕様に より、別途見積りによる	データの添付の有無による

表3 非住宅部分の技術的審査料金 単位:円

非住宅部分	法第53条による適合 (事前審査)	法第55条による変更 適合の事前審査	備考
床面積	床面積・設備仕様に より、別途見積りによる	床面積・設備仕様に より、別途見積りによる	データの添付の有無による

2 センターは状況により、料金を適時改定することができる。

(その他)

第3条 その他特別な事由により上記料金表に寄らない場合は、別途センターと協議して定める額とする。

(附則)

この規程は、平成25年1月31日より施行する。